

～保留地を売却したことを申告する場合～

(=「停止条件付売買契約に基づく引渡し請求権」を売却した場合)

別記様式5

権利変動届出書(表)

令和

平成△年△月△日

住所			
生年月日		性別	
氏名	売却した者(申告者) ㊟ ← 実印 (印鑑証明添付)		
住所			
生年月日		性別	
氏名	㊟		
住所			
生年月日		性別	
氏名	㊟		

つくばみらい都市計画事業

伊奈・谷和原丘陵部一体型特定土地区画整理事業

施行者 茨城県

茨城県土浦土木事務所長殿

事業名は該当のもの

次表の土地について平成○年○月○日申告に係る 停止条件付売買契約  
に基づく引渡し請求 権

について下記のとおり <sup>移転</sup>~~変更~~<sub>消滅</sub> がありましたので届け出ます。

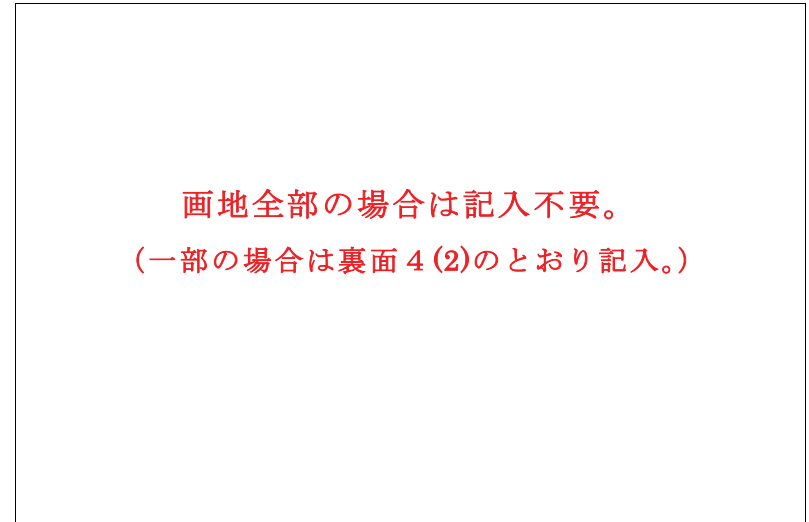
令和平成 年 月 日土地登記簿記載事項						記事
町名	地番	地目	地積	摘要	土地所有者の住所氏名	
			m <sup>2</sup>			(申告時と同じように内容を記入、例えば) 保留地予定地 123街区4画地567m <sup>2</sup>

記

1 変動の概要

区分	地番	地積	変動年月日	権利の種別	権利者氏名	摘要
変動前	123街区4画地	m <sup>2</sup> 567	平成○年○月○日	停止条件付売買契約に基づく引渡し請求権	○山 ○男	
変動後	123街区4画地	567	平成×年×月×日 (土地引き渡し日を記入)	停止条件付売買契約に基づく引渡し請求権	△田 △子	売買

2 権利部分の位置見取図



3 添付する権利を証する書類の名称

4 その他参考となる事項 ※必要に応じて記入

この届出書記載のとおり権利の変動を認めます。

土地所有者 住所

氏名 ㊟

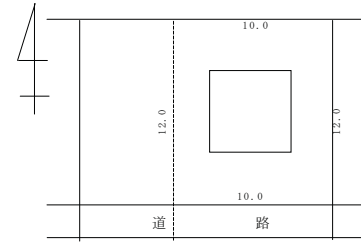
保留地では  
記入不要

から3か月以内のもの)を添付してください。  
7 記載に際しては、必ず墨又はインクを使用してください。

権利変動届出書(裏)

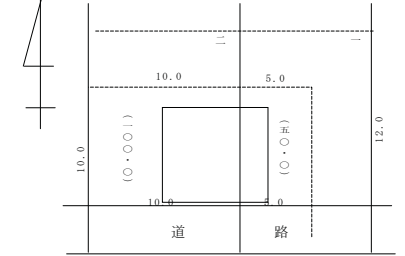
- (注)1 借地権以外の権利に関する変動届の場合においては、「生年月日」、「性別」及び「職業」は、記載しないでください。
- 2 届出者又は土地所有者が法人である場合においては、「住所」欄にはその法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」欄にはその法人の名称を、「所有者の住所及び氏名」欄には土地所有者である法人の主たる事務所の所在地及び名称を記載し、「生年月日」、「性別」及び「職業」欄には記載しないでください。
- 3 土地が土地区画整理法第100条の2の規定により施行者が管理する宅地(保留地予定地等)又はその部分である場合においては、土地登記簿記載事項の表中「記事」欄にその旨を記載し、同表中「記事」欄以外の欄は記載しないことができます。また、変動の概要の表中「地番」欄は、画地番号を記載してください。
- 3の「記事」欄記載例:保留地予定地 250街区10画地250.00㎡  
※必要に応じて権利内容を以下により追加記載  
・「抵当権の内容については別添のとおり」  
または「具体的に記載」
- 3の「地番」欄記載例:10画地
- 4 位置見取図についての注意
- (1) 申告のあった権利部分の全部につき権利の移転、消滅等の変動又は地積以外の変動であるときは、位置見取図に記載する必要はありません。
- (2) 申告のあった権利部分の一部を他に譲渡したり又は消滅したときは、その譲渡又は消滅に係る権利の目的となっている部分の位置を明らかにするため、次のことを位置見取図に記載してください。
- イ 権利の目的となっている部分の全部とこれに接する道路、水路等  
ロ 譲渡又は消滅する権利の部分の周囲の長さ  
ハ 譲渡又は消滅する権利の部分に建物、工作物等があるときは、大体の位置及びその形
- (3) 申告のあった同一土地所有者の連続する二筆以上の土地にまたがる権利で変動のあったものは、各筆ごとにその部分の位置を明らかにするため、次のことを位置見取図に記載してください。
- イ 権利の目的となっている部分の全部とこれに接する道路、水路等  
ロ 各筆の地番界を明らかにし、各筆ごとの権利の譲渡又は消滅する部分の周囲の長さとし、地積  
ハ 権利の譲渡又は消滅する部分に建物、工作物等があるときは、大体の位置及びその形
- (4) 図面には、必ず方位を入れてください。
- 5 当該移転、変更又は消滅に係る当事者の連署が得られず、移転、変更又は消滅があったことを証する書面を添付するときは、その書面の名称(確定判決書、和解調書、調停調書、示談書、領収書等)を書き入れてください。
- 6 この書類を提出するときは、連署した者全員の印鑑証明(発行の日

4-(2)の記載例



凡例  
1 算用数字は周囲の長さ  
2 ( )内は地積

4-(3)の記載例



8 申告された権利の内容は、土地区画整理法第84条の備付簿書として利害関係者から閲覧又は謄写の請求があった場合は、これに応じることとなります。